委託契約書

委託業務の名称 第　　　　　　号

履行期間 　　　　年　　月　　日から

　　　　年　　月　　日まで

委託料 ￥

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　￥　　　　　　　　）

契約保証金

上記の業務の委託について、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　　年　　月　　日

委託者　佐賀市

　　　佐賀市上下水道事業管理者職務代理者

　佐賀市上下水道局副局長　中 島　俊 浩　印

受託者　住所

　　　氏名

（総則）

第１条　受託者は、別冊仕様書に基づき頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期限（以下｢履行期限｣という。）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

２　前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、委託者と受託者とが協議して定める。

（権利義務の譲渡等）

第２条　受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を受けたときは、この限りでない。

２　委託者は、この契約の目的物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたりその内容等を変更することができる。

３　受託者が部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、委託者は、特段の理由がある場合を除き、受託者の業務委託料債権の譲渡について、第１項ただし書の承諾をしなければならない。

４　受託者は、前項の規定により、第１項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を委託者に提出しなければならない。

（再委託等の禁止）

第３条　受託者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第４条　委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第５条　委託者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定める。

２　前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、委託者と受託者とが協議して定める。

３　第１項又は次条の場合において、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（期限の延長）

第６条　受託者は、その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、委託者に対し遅滞なくその事由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、延長日数は委託者と受託者とが協議して定める。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第７条　委託業務の処理に関し、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために必要な経費は委託者が負担するものとし、その額は、委託者と受託者とが協議して定める。

（委託者の任意解除権）

第８条　委託者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第１０条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（委託者の催告による解除権）

第９条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（委託者の催告によらない解除権）

第１０条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

　(1) 第２条第１項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

(2) 第２条第４項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

(3) この契約の履行を完了させることができないことが明らかであるとき。

(4) 受託者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒

絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達す

ることができないとき。

(6) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行

しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしない

でその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第

２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第

２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関

与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

(9) 第１２条又は第１３条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 受託者（受託者が共同企業体であるときはその代表者又は構成員をいい、法人にあっては非常勤を含む役員及びその使用人、法人以外の団体にあっては法人の役員等と同等の

責任を有する代表者及び理事等、個人にあっては使用人を含む。）が次のいずれかに該当

するとき。

ア　暴力団又は暴力団員

イ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

ウ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を

もって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しく

は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらの者を利用している者

キ　役員等（受託者が法人である場合にあっては非常勤を含む役員及びその使用人（建設業法第６条第１項第４号に規定する使用人をいう。以下同じ。）、受託者が法人以外の団体である場合にあっては法人の役員と同等の責任を有する代表者、理事及びその使用人、受託者が個人である場合にあってはその者及び使用人をいう。）にアからカまでに掲げる者がいる者

ク　アからキまでのいずれかに該当する者が受託者の経営に実質的に関与している者

ケ　再委託契約等の相手方がアからクまでのいずれかに該当する者であることを知りながら契約を締結した者

コ　受託者がアからクまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合において、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたときに、これに従わなかった者

（談合等の不正行為による契約の解除）

第１０条の２　委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が同法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、受託者に対し同法第６１条第１項の排除措置命令又は同法第６２条第１項の納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行った場合で、当該命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が行った排除措置命令等に係る行政訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第３条第１項に規定する抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 受託者の役員等について、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑が確定したとき。

２　受託者は、前項各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かにかかわらず、業務委託料の１０分の２に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。委託者が目的物の引渡しを受けた後も、同様とする。

３　前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、委託者が受託者に対し、その超過する額の賠償を請求することを妨げない。

４　受託者は、第１項の規定により契約が解除されたときは、当該解除により生じた損害の賠償を委託者に請求することはできない。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第１１条　第９条各号又は第１０条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第９条又は第１０条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第１２条　受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の催告によらない解除権）

第１３条　受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第５条の規定により契約の内容を変更したため業務委託料が３分の２以上減少したとき。

(2) 第５条の規定により、業務を一時中止した場合において、その中止期間が履行期間の１０

分の５以上に達したとき。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第１４条　第１２条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（委託者の損害賠償請求等）

第１５条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) 第９条各号又は第１０条各号の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

(3) 前２号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは前項の損害賠償に代えて、業務委託料の１０分の１に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第９条各号又は第１０条各号の規定により業務の完了前にこの契約が解除さ

れたとき。

(2) 業務の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰す

べき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

５　第１項第１号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づく財務大臣が定める率（以下「支払遅延防止法の率」という。）の割合で計算した額とする。

（受託者の損害賠償請求等）

第１６条　受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第１２条又は第１３条各号の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の

履行が不能であるとき

２　第１８条第２項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における支払遅延防止法の率の割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（検査及び引渡し）

第１７条　受託者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

２　委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から１０日以内に目的物について検査を行わなければならない。

３　前項の検査の結果不合格となり目的物について補正を命じられたときは、受託者は、遅滞なく当該補正を行い委託者に補正完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については前項の規定を準用する。

４　受託者は、検査に合格したときは、遅滞なく当該目的物を委託者に引き渡すものとする。

（委託料の支払）

第１８条　受託者は、前条第２項の検査に合格したときは、委託者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

２　委託者は、前項の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に支払わなければならない。

（前金払）

第１９条　受託者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社と、頭書の履行期間を保証期間とし、同条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結して、委託者に対して委託料の１０分の３以内の前払金の支払を請求することができる。この場合において、受託者は保証契約締結後直ちに保証契約に係る保証証書を委託者に寄託するものとする。

２　委託者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して１４日以内に前払金を支払わなければならない。

３　委託業務の内容の変更その他の理由により委託料を増額した場合においては、受託者は、その増額後の委託料の１０分の３から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

４　委託業務の内容の変更その他の理由により委託料を減額した場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託料の１０分の５を越えるときは、受託者は、その減額のあった日から３０日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、委託者と受託者とが協議して返還額を定める。

（部分払）

第２０条　受託者は、委託業務の完了前に、履行済み委託業務に相応する業務委託料相当額以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中（　）回を超えることができない。

２　受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る履行済み委託業務の確認を委託者に請求しなければならない。

３　委託者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から１４日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受託者に通知しなければならない。

４　受託者は、前項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、委託者は、当該請求を受けた日から３０日以内に部分払金を支払わなければならない。

５　部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第１項の業務委託料相当額は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、委託者が前項の請求を受けた日から１０日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

部分払金の額≦第１項の業務委託料相当額×（１－前払金の額／業務委託料）

６　第４項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第１項及び前項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

（賠償金等の徴収）

第２１条　受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで契約日における支払遅延防止法の率の割合で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき業務委託料から相殺し、なお不足を生ずるときは、さらに追徴することができる。

２　前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき契約日における支払遅延防止法の率の割合で計算した額の延滞金を徴収することができる。

（臨機の措置）

第２２条　受託者は、災害防止等のため特に必要と認められるときは臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の場合において、受託者は、そのとった措置について遅滞なく委託者に報告しなければならない。

３　委託者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　受託者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、委託者がこれを負担する。

（秘密の保持）

第２３条　受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（契約外の事項）

第２４条　この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。